

岩手県監査委員告示第25号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月15日

岩手県監査委員 小野 共  
岩手県監査委員 千葉 伝  
岩手県監査委員 寺沢 剛  
岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 岩手県一関児童相談所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年10月31日

イ 本監査実施日 平成29年12月21日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年2月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
施設入所負担金の還付に当たり、還付事由発生後相当期間経過してから還付しているものが3件、56,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	時効が完成した債権について、誤って調定を行い納付されたものの、その債権の取扱いや還付処理の確認を直ちに行わなかったため処理が遅れたものである。 今後は、事務処理誤りがあった場合は、速やかに担当内で情報共有を図り対応を検討するとともに、関係課に確認しながら事務処理を行うこととし、再発防止に努める。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古高等技術専門校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年10月17日

イ 本監査実施日 平成29年12月13日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年2月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
諸経費相当額の徴収に当たり、歳入科目を誤っているものが9件、33,809円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	歳入科目を誤っていたものについては、平成29年10月19日に正しい科目への更正を完了した。 今後は、収入事務に関するチェック表を作成し、適正な事務の執行に努めることとした。 また、所属内での事務処理の共有を行うとともに、複数職員による確認を徹底する等、組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。